令和８年度

ひとりひとりの子どもの
しあわせを願って

令和９年４月に入学・進級するお子さんのために

品川区教育委員会事務局

教育総合支援センター

目　　次

はじめに …… 1

Ⅰ　就学相談の流れ …… 2

Ⅱ　就学相談とその手続き …… 3
1　就学相談の対象 …… 3
2　就学相談の受付 …… 3
3　特別支援学級・特別支援学校等の参観 …… 4
4　「就学支援ファイル」の作成 …… 4
5　就学相談を行う日 …… 4
6　就学相談委員と内容 …… 4
7　「就学支援シート」の作成と「就学支援ファイル」の活用 … 5
8　転学相談 …… 5
9　通級相談・特別支援教室利用相談 …… 5
10　医療的ケアを必要とする場合の相談 …… 5

Ⅲ　入学する学校の決定と入学手続き
1　入学する学校の決定と入学手続き …… 5
2　就学通知書の発送 …… 6
3　入学説明会 …… 6
4　その他
(1)　副籍制度について …… 6
(2)　就学時健康診断について …… 6
別表１　知的障害特別支援学級の学区域(1～6 年生)めやす …… 7
別表２　知的障害特別支援学級の学区域(7～9 年生)めやす …… 8
別表３　自閉症・情緒障害特別支援学級の学区域(1～6 年生) …… 9
別表４　自閉症・情緒障害特別支援学級の学区域(7～9 年生) …… 9
別表５　東京都立特別支援学校の学区域(1～9 年生) …… １０
別表６　特別な教育的支援を必要とする子どものための学級・教室
１　品川区特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校 …… １０
(1) 特別支援学級(知的障害のある児童・生徒の学級)
(2) 特別支援学級(自閉症・情緒障害による困難のある児童・生徒の学級)
(3) 特別支援学級(病院に入院している児童の学級～昭和医科大学病院:さいかち学級)
(4) 通級指導学級(きこえとことばの教室)
(5) 特別支援教室の拠点校
２　東京都立特別支援学校 …… １２
３　国立特別支援学校 …… １３
４　私立特別支援学校 …… １３
※ 就学相談に関する用語 …… １４

はじめに

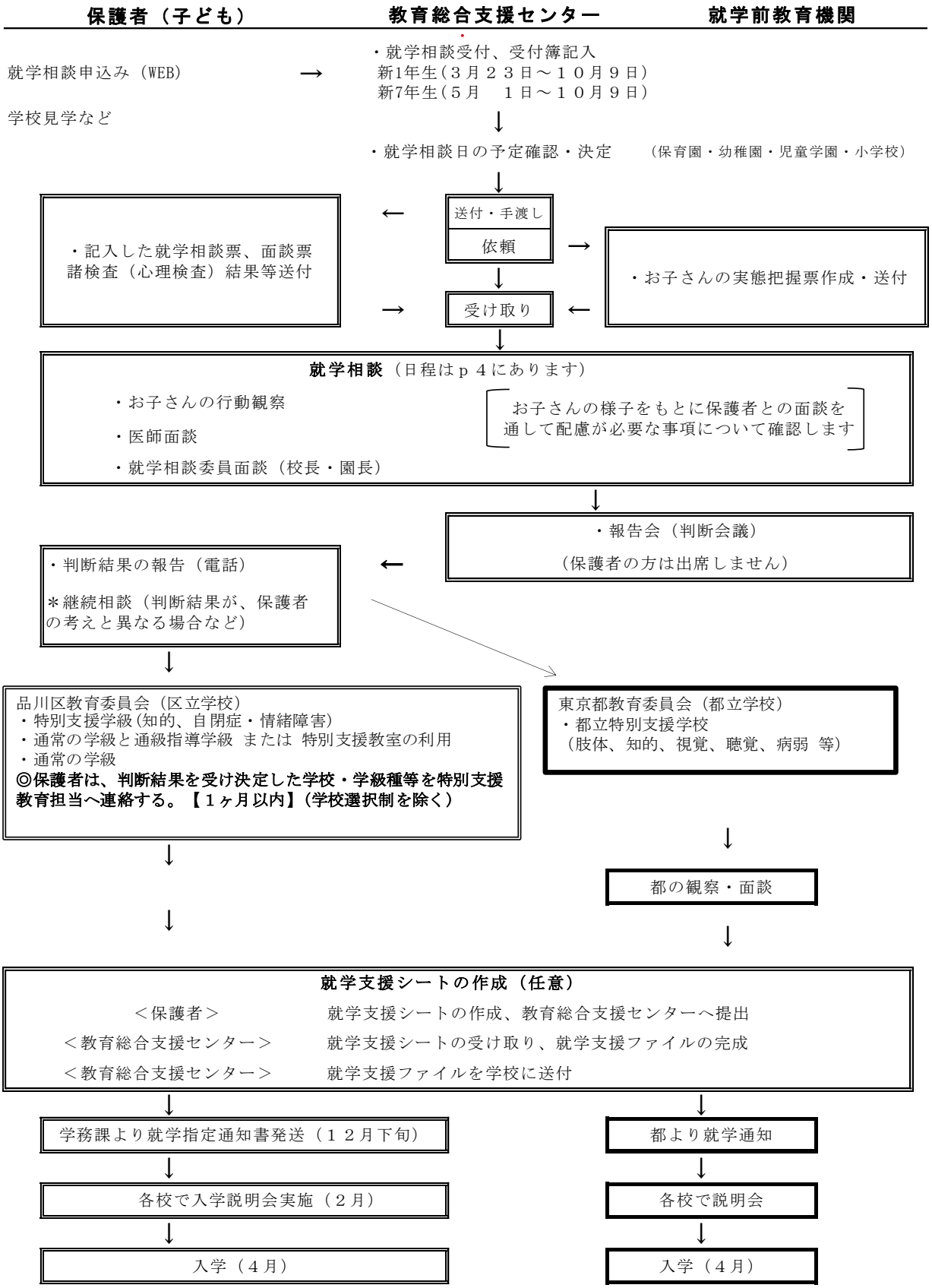
お子さんの中には、知的な発達に課題のある子や目・耳・身体が不自由な子がいます。また、情緒の安定に課題がある子や発達に障害（自閉症・注意欠陥多動性障害・情緒障害・学習障害）のある子もいます。

就学相談は、このようなお子さん一人一人の教育的ニーズに合った助言を基本理念とし、最も適した「学びの場」を保護者の皆様と相談しながら決めていきます。さらに、就学後の子どもたちへの一貫した支援につなぐことも目的として行います。そのために、就学相談の過程で作成していく資料を「就学支援ファイル」としてまとめます。このファイルは、保護者の皆様の協力を得て作成し、保護者の皆様の同意を得て就学先の学校に送付します。就学相談の内容や資料が、就学先の学校で生かされ、より良い教育が受けられるようにします。

就学相談の趣旨をご理解いただきまして、ご協力くださいますようお願いします。

Ⅰ　就　学　相　談　の　流　れ

Ⅰ　就学相談の流れ



Ⅱ 就 学 相 談 と そ の 手 続 き

1　就学相談の対象

（1）令和９年４月に学齢に達する、特別な教育的ニーズのあるお子さん（令和２年４月２日から令和３年４月１日までの間に出生）

（2）現在、6年生に在籍する特別な教育的ニーズのある児童

（3）上記のほか、令和９年４月から就学を希望する特別な教育的ニーズがある学齢児童・生徒

＊①小学校（前期課程）の知的障害特別支援学級（固定級）在籍児童で、引き続き中学校（後期課程）知的障害特別支援学級を希望する方

②小学校（前期課程）の自閉症・情緒特別支援学級（固定級）在籍児童で、引き続き中学校（後期課程）自閉症・情緒障害特別支援学級を希望する方

③小学校（前期課程）の通級指導学級（難聴）を利用している児童で、引き続き中学校（後期課程）でも通級指導学級（難聴）の利用を希望する方

上記①②③に該当する方も就学相談を申し込んでいただきます。ただし、就学相談での医師面談・就学相談委員（校長）面談・お子さんの行動観察を希望しない場合には観察・面談を省略することができますが、就学相談票・面談票の記入・諸検査結果等は提出していただきます。

※②の方は２年以内の WISC 検査結果・４年生以降の区指定医師診察記録も併せて提出が必要です。

※観察・面談が必要になる場合もあります。その際はお電話にてご連絡いたします。

＊現在、特別支援教室を利用しており、新７年生の４月からも継続して利用を希望する児童については学校を通して「新７年生利用審査会」に申し込みをしてください。〔申請期間：８月１７日（月）から９月３日（木)〕

＊小学校（前期課程）の知的障害特別支援学級（固定級）在籍児童で都立特別支援学校、または中学校（後期課程）の通常の学級を希望する方は、従来通り就学相談をお受けください。

2　就学相談の受付

受付は、新１年生　３月２３日（月）から１０月９日（金）

新７年生　５月　１　日（金）から１０月９日（金）　まで行います。

受付は、下記の二次元コードからお願いします。お子さんの就学相談資料とするため、住所、連絡先、障害の状況等を記入してください。申し込みのあった方へ受付担当より就学相談や心理検査の日程などの調整のためメールまたは電話にてご連絡いたします。

就学相談申し込みについて

右記の就学相談ホームページの二次元コードから申し込んでください。

＊申し込みの二次元コードは受付開始日より利用できます。必要事項記入には 5 分から 10 分ほどお時間がかかります。お時間に余裕のある時にご利用ください。

3　特別支援学級・都立特別支援学校等の参観

保護者の方に、お子さんが入学する学校の様子をご理解いただくために特別支援学級や特別支援学校等の見学をお勧めします。

特別支援学級を見学の際は、学校行事等の関係から事前に学校へ連絡してください。保護者の方から直接ご連絡いただけます。なお、学校公開時は連絡をしなくても自由に見学できます。

都立特別支援学校の見学については、事前に予約をお取りください。

4　「就学支援ファイル」の作成

就学相談の受付後、お子さんの理解を深めるために具体的な生活の状況等について、保護者の方や幼稚園・保育園等就学前教育機関のご協力を得て「就学支援ファイル」を作成します。「就学支援ファイル」のうち保護者の方には、「就学相談票」と「面談票」の記入をお願いいたします。

また、教育総合支援センター、または外部機関において個別の心理検査を受けていただき、就学相談の客観的な資料といたします。「就学相談票」「面談票」および「個別の心理検査結果」は、「特別支援教育担当」へ送付してください。(郵送または窓口)

これらの資料に基づいて就学相談を行います。

5　就学相談を行う日

※空き状況や日程の変更、追加は、区のホームページに掲載します。

月	新1年生							新7年生		
6	1	5	8	9	12	15		24	30	
	17	26	29							
7	3	6	7	10	13	**24**		15	21	28
	29	**31**								
8	**3**	4	**7**	**19**	**21**	**26**		18	25	
	28	**31**								
9	4	7	8	14	18	25		9	15	29
	30									
10	2	5	6	9	16	19		14	20	27
	21	28	30							
11	2	6	10	13	16	18		11	17	24
	20	25	27	30						
12	1	4	7	11	14	16		9	15	22

太字は、午前・午後がある日

・**太字**の日は、午前は 9:30、午後は 13:30 集合です。太字でない日は、14:20 集合です。
・就学相談当日は、お子さんと一緒に教育総合支援センターにお越しください。

6　就学相談委員と内容

就学相談委員会は、医師、心理士、都立特別支援学校教員、区立学校校長・教員、幼稚園・保育園園長や障害者団体の代表等、特別支援教育に理解と経験のある委員で構成されています。

（1）お子さんは、未就学・6年生に応じた課題や遊びなどをします。その中で委員が言葉、活動、指示理解等の様子を見ます。

（2）保護者の方は、医師及び就学相談委員との面談を行います。
　この他、お子さんの様子をもっとよく知る必要があるときは、お子さんが通園または通学している保育園、幼稚園や学校等でお子さんの様子を保護者の同意を得て見させていただく場合もあります。

7　「就学支援シート」の作成と「就学支援ファイル」の活用

希望される方は、小学校・義務教育学校等への入学時期にお子さんの成長・発達の様子や配慮事項等を、保護者と幼稚園・保育園・療育機関等の先生にご記入いただく「就学支援シート」を作成いたします。この「就学支援シート」は、「就学支援ファイル」に挿入して、保護者の同意に基づいて入学する学校に送ります。学校は、「就学支援ファイル」を個別指導計画の作成に役立て、お子さんに合った教育活動が進められるようにします。

8　転学相談

入学後、通常の学級に在籍しているお子さんで特別支援学級等への転学を希望する、または特別支援学級に在籍しているお子さんで通常の学級への転学を希望するなどの場合、転学相談を行います。転学相談は学校から教育委員会にお申し込みいただきます。お申し込み後、転学相談書類をご提出いただき、教育委員会職員が在籍する学校で児童観察・保護者面談を実施し、適否を決定します。

9　通級相談・特別支援教室利用相談

通常の学級に在籍しているお子さんで、聴覚・言語・情緒等に課題があり改善を希望される方は、通級による指導や特別支援教室での指導が受けられます。希望する時は、在籍する学校と相談し、学校から教育委員会に申し込み、相談会で決定します。

なお、就学相談で通級指導学級や特別支援教室の利用が適切であるという結果が出た場合には４月からの利用が可能となります。

＊特別支援教室の利用については、東京都教育委員会の特別支援教室運営ガイドラインの規定で令和４年度より指導期間は原則１年となっており、その後の利用については学校との相談となります。

＊通級の利用については、課題の状況等を踏まえ利用について学校とご相談いただき継続利用か退出か決定します。

10　医療的ケアを必要とする場合の相談

医療的ケアが必要なお子さんで区立学校就学を希望し、看護師配置が必要と考える場合は、医療的ケア看護師配置の申請ができます。ご希望の場合は就学相談をお申し込みください。就学相談日までに「主治医意見書」(区様式)の提出が必要です。配置の決定は、お子さんの状態やケアの内容を踏まえて、総合的に判断します。令和８年４月現在、区立学校で対応できるケアは、原則、たん吸引、経管栄養、導尿、人工肛門、血糖値測定およびその後の処置、酸素療法です。それ以外の医療的ケアに関しては特別支援教育担当にご相談ください。

Ⅲ　入学する学校の決定と入学手続き

1　入学する学校の決定と入学手続き

就学相談委員会ではお子さんについて集めた様々な資料や、相談の際のお子さんの様子や保護者との話し合いの結果をもとにお子さんにとって最も適切と考える教育の場を、総合的に検討して判断いたします。

この判断結果をご家庭にお知らせし、入学する学校が決まります。しかし、就学相談委員会の判断結果と保護者のお考えが一致しない場合もあります。その時は、保護者との相談を継続し話し合いを重ねます。

※学区域外の通常の学級を希望される場合は、学校選択制の申し込みが必要です。秋頃に学務課より全家庭に通知が届きます。

判断の結果については

（区立学校）

・特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）
・通常の学級と通級指導学級（きこえ・ことば）の利用
・通常の学級と特別支援教室の利用
・通常の学級
・医療的ケアの利用

（都立学校）

・特別支援学校（知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱）のいずれかになります。

＊都立特別支援学校に入学するお子さんの場合は、区の就学相談終了後、別途東京都教育委員会の担当者が観察・面談等を行います。

2　就学指定通知書の発送

（1）学校が決まりますと、学務課から就学指定通知書が１月末を最終の目途に送付されます。ただし、就学相談委員会の判断と保護者の考えが一致しない場合や入学先の最終決定の意思確認ができない場合などは、入学先を確定させることができないため就学指定通知書の送付が遅れることがあります。

（2）都立の特別支援学校に入学するお子さんの就学指定通知書は、東京都教育委員会から送付されます。

3　入学説明会

保護者は、就学指定通知書を学校に持参して就学する学校の入学説明会にご出席ください。就学指定通知書が届いていない場合、事前に学校へご連絡の上、ご参加ください。

4　その他

（1）副籍制度について

都立の特別支援学校に入学した場合は、副籍制度により地域の学校に副次的な籍（副籍といいます）を置くことが原則となります。副籍を置いた学校を地域指定校とします。直接的な交流（地域指定校の授業や給食、行事への参加、作品の出品）と間接的な交流（学校・学級便りの交換）があり、いずれもその交流を通じて、居住する地域とのつながりを深めることができるようになります。

（2）就学時健康診断について

各学校で就学前(10 月～11 月)に行われている就学時健康診断を受けてください。都立特別支援学校に入学することが決定しているお子さんの場合は、入学後に学校で実施しますので不要です。その場合は、学区域の区立学校に就学時健康診断を受けない旨の連絡をお願いいたします。

別表１

知的障害特別支援学級の学区域（１～６年生）めやす　　品川区教育委員会

学　校　名	区　域
品　川　学　園	北品川１・２・３・**４・５・６**丁目
	南品川１・**４**丁目
	東品川１・２・**３**・５丁目　　広　町**１**丁目
浅　間　台　小　学　校	南品川２・３・**４**・５・６丁目
	東品川**３**・４丁目
	東大井１・４・５丁目　　広　町**１**丁目
日　野　学　園	上大崎１・**２・３**丁目　　北品川**４・５・６**丁目
	東五反田１・２・３・４・５丁目
	西五反田**１・２・３**丁目　　大　崎**１・５**丁目
第　一　日　野　小　学　校	上大崎　**２・３**・４丁目
	西五反田**１・２・３**・４・５・６・７・８丁目
	大　崎**１**・２・３・４・**５**丁目　　小　山**１・２**丁目
	小山台**１・２**丁目　　荏　原**１**丁目
伊　藤　学　園	大　井１・２・３・４・５・６・７丁目
	西大井１・２・３・４・**５・６**丁目
浜　川　小　学　校	東大井２・３・６丁目
	南大井１・２・３・４・５・６丁目
	勝　島**１・２・３**丁目
荏　原　平　塚　学　園	平　塚１・２・３丁目　　小山台**１・２**丁目
	荏　原**１**・２・３・４・**５**丁目
	小　山**１・２・３・４・５**丁目
中　延　小　学　校	中　延１・２・３丁目　　東中延１・２丁目
	西中延１・２・３丁目　　荏　原**５**・６・７丁目
	小　山**３・４・５**・６・７丁目
	旗の台１・２・**３・４・５**・６丁目
上　神　明　小　学　校	中　延４・５・６丁目　　二　葉**３**・４丁目
	豊　町**５**・６丁目　　戸　越６丁目
	旗の台**３・４・５**丁目　　西大井**５・６**丁目
豊　葉　の　杜　学　園	西品川１・２・３丁目
	戸　越１・２・３・４・５丁目
	豊　町１・２・３・４・**５**丁目
	二　葉１・２・**３**丁目　　広　町２丁目
八　潮　学　園	八　潮１・２・３・４・５丁目　　東八潮全域
	勝　島**１・２・３**丁目

※学区域外の学校をご希望の場合には事前にご連絡が必要です。新入学の方は、就学相談で入学先が決定次第、保護者の方が直接学校へご連絡をお願いいたします。転学を希望の方は、在籍校をとおして学校間で連絡をお取りください。

※第一日野小学校、中延小学校、上神明小学校、日野学園、荏原平塚学園、豊葉の杜学園は原則学区の方のみとなります。

※**太字**の丁目は、めやすになる学校が２校あります。

別表２ **知的障害特別支援学級の学区域（７～９年生）めやす**　品川区教育委員会

学　　校　　名	区　　域
品　川　学　園	北品川１・２・３・**４・５・６**丁目
	東品川１・２・３・４・５丁目
	南品川１・２・３・４・**５**・６丁目
	広　町１丁目
	大　崎１・**２・３**丁目
日　野　学　園	上大崎１・２・３・４丁目　北品川**４・５・６**丁目
	東五反田１・２・３・４・５丁目
	西五反田１・２・３・４・５・６・７・８丁目
	大　崎**１・２・３**・４・５丁目
	小　山**１**丁目　荏　原**１**丁目　平　塚**２**丁目
豊葉の杜学園	西品川１・２・３丁目
	広　町**２**丁目
	戸　越１・２・３・４・５・６丁目
	豊　町１・２・３・４・５・**６**丁目
	二　葉１・２・**３**丁目
伊　藤　学　園	大　井１・２・３・４・５・６・７丁目
	西大井１・２・３・４・５・６丁目
	二　葉**３**・４丁目　南品川**５**丁目
	東大井**１・２**・３・４・５・６丁目　豊 町**６**丁目
	南大井**１・２**・３・４・５・６丁目　広 町**２**丁目
荏原平塚学園	平　塚１・**２**・３丁目
	西中延１・**２・３**丁目　中　延１・２・**３・４**丁目
	東中延１・**２**丁目　旗の台**１・２**丁目
	荏　原**１**・２・３・４・５・**６・７**丁目
	小　山**１**・２・３・４・５・**６・７**丁目
	小山台１・２丁目
荏原第五中学校	小　山**６・７**丁目　荏　原**６・７**丁目
	西中延**２・３**丁目　東中延**２**丁目
	旗の台**１・２**・３・４・５・６丁目
	中　延**３・４**・５・６丁目
八　潮　学　園	八　潮１・２・３・４・５丁目
	東八潮全域
	勝　島１・２・３丁目
	東大井**１・２**丁目　南大井**１・２**丁目

※学区域外の学校をご希望の場合には事前にご連絡が必要です。新入学の方は、就学相談で入学先が決定次第、保護者の方が直接学校へご連絡をお願いいたします。転学を希望の方は、在籍校をとおして学校間で連絡をお取りください。

※**荏原平塚学園**は、原則学区の方のみとなります。

※**太字**の丁目は、めやすになる学校が２校あります。

別表３

自閉症・情緒障害特別支援学級の学区域（１～6 年生）　　品川区教育委員会

学　　校　　名	区　　域
宮　前　小　学　校	上大崎、西五反田、東五反田、大崎、西品川、小山、小山台、平塚、荏原、**旗の台**、**中延**、東中延、西中延、豊町、二葉**1**丁目、戸越、北品川**3･4･5･6**丁目
伊　藤　小　学　校	北品川１・２・**3・4・5・6**丁目、南品川、東品川、広町、大井、東大井、西大井、南大井、八潮、勝島、**旗の台**、**中延**、二葉**1**･２・３・４丁目

※小学校の自閉症･情緒障害特別支援学級については、原則学区外の方は受け入れができません。

※**太字**の丁目は、学区域になる学校が２校あります。

別表４

自閉症・情緒障害特別支援学級の学区域（7～9 年生）　　品川区教育委員会

学　　校　　名	区　　域
大　崎　中　学　校	北品川**1・2**・３・４・５・６丁目、東品川**1･2**丁目、西品川、上大崎、東五反田１･**2**･３・４・５丁目、西五反田、大崎、小山台、小山１・２･**3・4**丁目、荏原１・２・**3･4**丁目、平塚、西中延**1・2**丁目、東中延１･**2**丁目、戸越１・２・３・４・**5**丁目、豊町１･**2・3**丁目、二葉**1**丁目、中延**1**丁目、広町１・**2**丁目
浜　川　中　学　校	北品川**1・2丁目**、南品川、東品川**1･2**･３・４・５丁目、大井１・**2・3**・４・**5**・６・**7**丁目、東大井、南大井、八潮、勝島、東五反田**2**丁目
冨士見台中学校	大井**2・3・5・7**丁目、西大井、小山**3・4**・５・６・７丁目、荏原**3・4**・５･６･７丁目、旗の台、中延**1**・２･３･４･５･６丁目、広町**2**丁目、西中延**1・2**・３丁目、東中延**2**丁目、戸越**5**・６丁目、豊町**2・3**・４・５・６丁目、二葉**1**･２・３・４丁目

※冨士見台中学校は、令和９年度から開設のため、令和９年４月から入学・転学となります。

※学区域外の学校をご希望の場合には事前にご連絡が必要です。新入学の方は、就学相談で入学先が決定次第、保護者の方が直接学校へご連絡をお願いいたします。転学を希望の方は、在籍校をとおして学校間で連絡をお取りください。

※**太字**の丁目は、学区域になる学校が２校あります。

別表５

東京都立特別支援学校の学区域　（１～９年生）　　東京都教育委員会

学　　校　　名	区　　域
城南特別支援学校（肢体不自由）	品川区全域
青山特別支援学校（知的障害）	上大崎２丁目
臨海青海特別支援学校（知的障害）	勝島　　東品川２・３・４・５丁目　　東八潮 南大井　八潮
品川特別支援学校（知的障害）	青山特別支援学校・臨海青海特別支援学校の区域以外の品川区全域

※（視覚障害）（聴覚障害）（病弱）の特別支援学校の学区域はありません。

別表６

特別な教育的支援を必要とする子どものための学校・学級

１　品川区特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校

(1) 特別支援学級（知的障害のある児童・生徒の学級）

１～６年生

学　校　名	所　在　地	学校電話
第一日野小学校	西五反田６－５－３２	03-3492－6258
浜川小学校	南大井　４－３－２７	03-3761－0530
中延小学校	中　延　１－１１－１５	03-3781－4016
浅間台小学校	南品川　６－８－８	03-3474－2727
上神明小学校	二　葉　４－４－１０	03-3781－4792
日野学園	東五反田２－１１－１	03-3441－3209
伊藤学園	大　井　５－１－３７	03-3771－3374
八潮学園	八　潮　５－１１－２	03-3799－1641
荏原平塚学園	平　塚　３－１６－２６	03-3782－7770
品川学園	北品川　３－９－３０	03-3474－2671
豊葉の杜学園	二　葉　１－３－４０	03-3782－2930

７～９年生

学　校　名	所　在　地	学校電話
荏原第五中学校	旗の台　５－１１－１３	03-3781－5643
日野学園	東五反田２－１１－１	03-3441－3209
伊藤学園	大　井　５－１－３７	03-3771－3374
八潮学園	八　潮　５－１１－２	03-3799－1641
荏原平塚学園	平　塚　３－１６－２６	03-3782－7770
品川学園	北品川　３－９－３０	03-3474－2671
豊葉の杜学園	二　葉　１－３－４０	03-3782－2930

(2) 特別支援学級（知的な遅れはないが、自閉症・情緒障害による困難のある児童･生徒の学級）

学　校　名	所　在　地	学校電話
宮　前　小　学　校	戸　越　４－５－１０	03-3781－4386
伊　藤　小　学　校	西大井　５－６－８	03-3771－5331
浜　川　中　学　校	東大井　３－１８－３４	03-3761－1014
大　崎　中　学　校	西品川　３－１０－６	03-3491－6623
冨士見台中学校	西大井　５－５－１４	03-3772-0900

(3) 特別支援学級（病院に入院している児童の学級～昭和医科大学病院：さいかち学級）

学　校　名	所　在　地	学校電話	学級電話
清水台小学校	旗の台　１－１１－１７	03-3781-4841	03-3784-8413

(4) 通級指導学級（通常の学級に在籍し、指導のために週１～２回通う学級）

きこえの教室（１～６年生）

学　校　名	所　在　地	学校電話	学級電話
豊葉の杜学園	二葉１－３－４０	03-3782-2930	03-3781-6877

ことばの教室（１～６年生）

学　校　名	所　在　地	学校電話	学級電話
戸　越　小　学　校	豊町２－１－２０	03-3781-2856	03-3781-2862
台　場　小　学　校	東品川１－８－３０	03-3471-3397	03-3471-4943

難聴通級指導学級（７～９年生）

学　校　名	所　在　地	学校電話	学級電話
豊葉の杜学園	二　葉１－３－４０	03-3782-2930	―――

(5) 特別支援教室の拠点校

１～６年生

学　校　名	所　在　地	学校電話
宮　前　小　学　校	戸　越　４－５－１０	03-3781－4386
第四日野小学校	西五反田４－２９－９	03-3491－1281
三　木　小　学　校	西品川　３－１６－２８	03-3491－7641
源氏前小学校	中　延　６－２－１８	03-3781－4348
荏原平塚学園	平　塚　３－１６－２６	03-3782－7770
第二延山小学校	旗の台　１－６－１	03-3781－1348
浅間台小学校	南品川　６－８－８	03-3474－2727
御殿山小学校	北品川　５－２－６	03-3441－0814
台　場　小　学　校	東品川　１－８－３０	03-3471－3397
鮫　浜　小　学　校	東大井　２－１０－１４	03-3765－2844

上神明小学校	二葉　４－４－１０	03-3781－4792
鈴ケ森小学校	南大井　４－１６－２	03-3763－6631

７～９年生

学校名	所在地	学校電話	学級電話
大崎中学校	西品川　３－１０－６	03-3491－6623	03-3491-6626
浜川中学校	東大井　３－１８－３４	03-3761－1014	03-3761-5011
冨士見台中学校	西大井　５－５－１４	03-3772－0900	03-3772-0902

（特別支援教室を利用する児童・生徒は、在籍校で拠点校の教員から訪問指導を受けます。）

２　東京都立特別支援学校

種別	学校名	設置学部	所在地	学校電話
視覚障害	久我山青光学園	幼・小・中	〒157-0061 世田谷区北烏山 4-37-1	TEL 03-3300-6235 Fax 03-3300-7136
視覚障害	葛飾盲学校	幼・小・中	〒124-0006 葛飾区堀切 7-31-5	TEL 03-3604-6435 Fax 03-3602-9096
聴覚障害	大塚ろう学校	幼・小	〒170-0002 豊島区巣鴨 4-20-8	TEL 03-3918-3347 Fax 03-3915-9844
聴覚障害	葛飾ろう学校	幼・小・中・高	〒124-0002 葛飾区西亀有 2-58-1	TEL 03-3606-0121 Fax 03-5697-0275
聴覚障害	立川学園	幼・小・中・高	〒190-0003 立川市栄町 1-15-7	TEL 042-523-1358 Fax 042-523-6421
聴覚障害	中央ろう学校	中・高	〒168-0073 杉並区下高井戸 2-22-10	TEL 03-5301-3034 Fax 03-5301-3035
肢体不自由	城南特別支援学校	小・中・高 スクールバスあり	〒144-0046 大田区東六郷 2-18-19	TEL 03-3734-6308 Fax 03-3734-6310
知的障害	品川特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒140-0004 品川区南品川 6-15-20	TEL 03-5460-1160 Fax 03-5460-1166
知的障害	青山特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒107-0062 港区南青山 2-33-77	TEL 03-3475-3922 Fax 03-3478-5063
知的障害	臨海青海特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒135-0064 江東区青海 2-5-1	TEL 03-3529-5700 Fax 03-3529-5704
病弱	光明学園	小・中・高 （寄宿舎）	〒156-0043 世田谷区松原 6-38-27	TEL 03-3323-8421 Fax 03-3327-8428

３　国立特別支援学校

種別	学校名	設置学部	所　在　地	学校電話
視覚障害	筑波大学附属視覚特別支援学校	幼・小・中・高	〒112-8684 文京区目白台 3-27-6	TEL　03-3943-5421 Fax　03-3943-5410
聴覚障害	筑波大学附属聴覚特別支援学校	幼・小・中・高	〒272-0827 市川市国府台 2-2-1	TEL　047-371-4135 Fax　047-373-6316
肢体不自由	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	小・中・高	〒173-0037 板橋区小茂根 2-1-12	TEL　03-3958-0181 Fax　03-3958-2090
知的障害	筑波大学附属大塚特別支援学校	幼・小・中・高	〒112-0003 文京区春日 1-5-5	TEL　03-3813-5569 Fax　03-5684-4841
	東京学芸大学附属特別支援学校	幼・小・中・高	〒203-0004 東久留米市氷川台1-6-1	TEL　042-471-5274 Fax　042-471-5275

４　私立特別支援学校

種別	学　校　名	設置学部	所　在　地	学校電話
聴覚障害	明　晴　学　園	幼・小・中	〒140-0003 品川区八潮 5-2-1	TEL　03-6380-6775 Fax　03-6380-6751
	日本聾話学校	幼・小・中	〒195-0063 町田市野津田町並木 1942	TEL　042-735-2361 Fax　042-734-8292
知的障害	愛　育　学　園	幼・小	〒106-0047 港区南麻布 5-6-8	TEL　03-3473-8319 Fax　03-3473-8474
	旭　出　学　園	幼・小・中 高・専攻科	〒178-0063 練馬区東大泉 7-12-16	TEL　03-3922-4134 Fax　03-3923-4009

就 学 相 談 に 関 す る 用 語

■ 特別支援学校と特別支援学級＜固定級＞の違いについて

特別支援学校 （ 知的障害 ） （ 聴覚障害 ） （ 視覚障害 ） （肢体不自由） （ 病　弱 ）	○心身に障害があり、生活上、頻繁に援助を必要とし、社会生活への適応が困難で個別的な配慮を要する児童・生徒を対象とした学校。 ・国立、都立、区立（品川区にはない）、私立の特別支援学校があり幼稚部・小学部・中学部・高等部がある。 ・副籍制度について 都立の特別支援学校と区内の小・中学校・義務教育学校との直接的な交流（行事への参加など）や間接的な交流（お便りの交換など）を通して、住んでいる地域（学区域）とのつながりをもつことができるように、副次的な籍（副籍）をもつ制度。
特別支援学級 （知的障害） ＜固定級＞	○知的な発達に遅れがあり、他人との意思疎通にやや困難があり、日常生活への適応が困難な児童・生徒を対象とした学級。 ・区内の一部の小学校・中学校・義務教育学校内にある。 ・1学級の定員は8名である。 ・学習上、生活上の困難を克服することを目的に児童・生徒に合わせた学習や活動を行う。 ・小学校は、原則登下校の送迎が必要。
特別支援学級 （自閉症・情緒障害） ＜固定級＞	○知的発達に遅れを伴わないが、次の①か②による困難さのある児童・生徒を対象とした学級。 ①自閉症またはそれに類するもので、他人とのコミュニケーションや人間関係作りが難しい。 ②主に心理的な要因による選択性かん黙等があり社会生活の適応が難しい。 ・区内では小学校2校(令和8年度から)、中学校2校に設置。 ・1学級の定員は8名である。 ・通常の学級と同じ内容の教科学習を行う。また、社会生活や人間関係作りに必要なスキルを身に付ける学習（自立活動）も行う。 ・小学校は、原則登下校の送迎が必要。

■ 通常学級に在籍して支援を受けられる学びの場について

通級指導学級

・週 1～８時間内で、本人の困難さに応じた課題を改善するための指導を行う学級。
・授業時間の一部の時間に、設置された学校内の通級指導学級に通い、児童・生徒の課題に応じた学習を行う。
・品川区では以下の通級指導学級がある。
- きこえの教室（難聴通級指導学級）
- ことばの教室（言語障害通級指導学級）

きこえの教室（難聴通級指導学級）	○通常の学級での学習にはおおむね参加できるが、補聴器などの使用によっても日常の話し声を聞き取ることが難しい児童・生徒を対象とした学級。 ・音の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することを中心とした学習を行う。また、イメージしにくい言葉の理解などの学習を行う。
ことばの教室（言語障害通級指導学級）	○通常の学級での学習にはおおむね参加できるが、発音の不明瞭さや、話し言葉のリズムがスムーズでないために、話し言葉によるコミュニケーションが難しい児童を対象とした学級。 ・個別や小集団の中で、正しい発音や楽に話す方法などについて学習を行う。
特別支援教室	○通常の学級に在籍し知的発達に遅れを伴わない、発達障害等（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の特性があり、学習や生活上の難しさがある児童・生徒を対象とした教室。 ・区内すべての小学校・中学校・義務教育学校に設置している。 ・訪問指導教員（特別支援教室に訪問して指導を行う先生）が拠点校から各学校の特別支援教室を訪問し対象児童・生徒の指導にあたる。 ・自立活動とよばれる、社会生活や人間関係作り、基礎的な学習に必要なスキルを身に付けるカリキュラムがある。

※通級指導学級と特別支援教室を同時に利用することはできません。

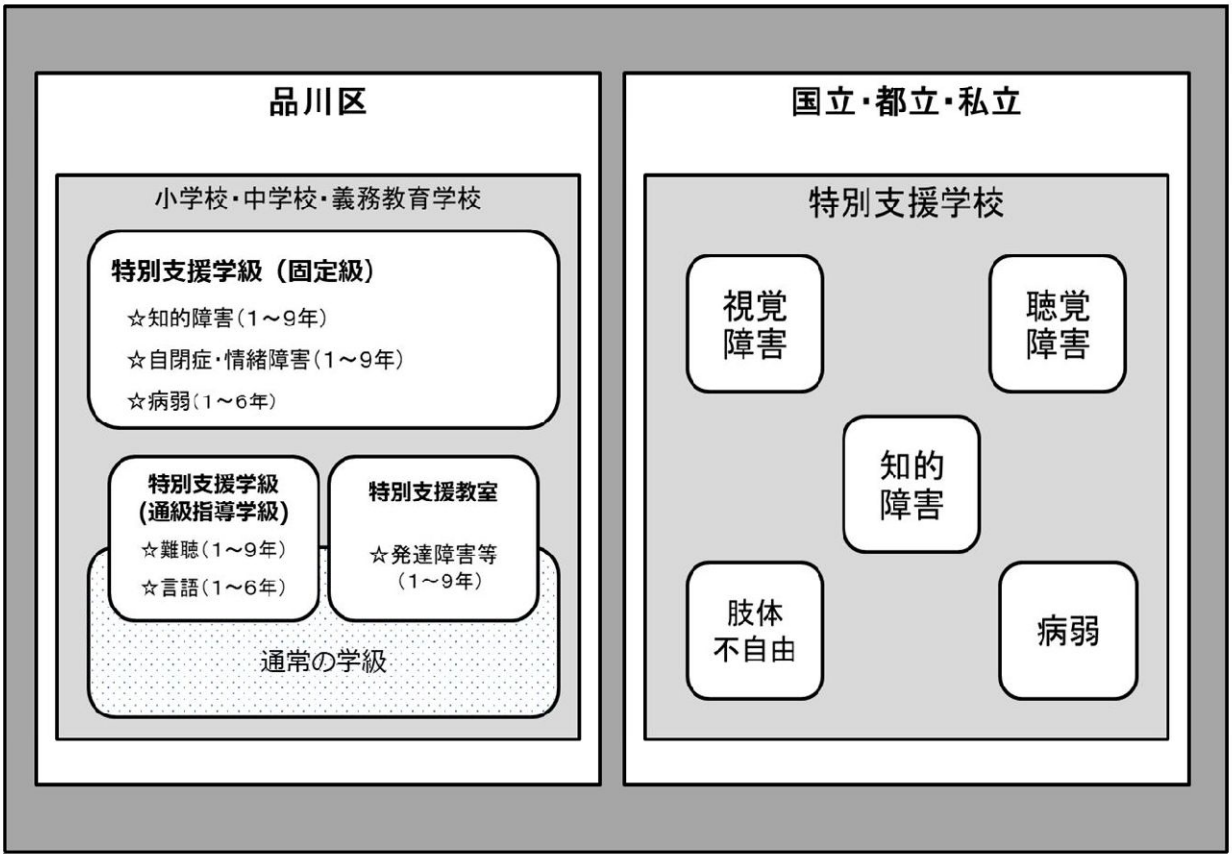
■発達の遅れや偏りについて
（自閉症・注意欠陥多動性障害・学習障害）

自閉症（ASD）	・①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわる特徴を示す。 ・知的障害を伴う場合と伴わない場合がある。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	・年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性により生活上様々な困難に直面している状態を示す。
学習障害（LD）	・全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する力のうち、特定の力を習得できなかったり発揮できなかったりすることにより、学習上様々な困難に直面している状態を示す。

■就学相談に関係する資料について

就学支援シート	・小学校・義務教育学校（前期課程）へ入学する時期にあるお子さんの成長・発達の様子を記入するシート。 ・お子さんが入学する時期に保護者、幼稚園・保育園等の先生が記入する。 ・就学相談を受け提出希望の方は、特別支援教育担当に提出。
就学支援ファイル （小学校から継続で中学校へ進級する場合も記入する。）	・就学相談で作成した資料をまとめたファイル。 ・ファイルの中にはお子さんの具体的な生活や成長・発達の様子などを記した以下の資料が入っている。 ・就学相談を受けた方については全員分作成する。就学する学校への送付については保護者の同意を確認の上行う。 ➢ 就学相談票・面談票 お子さんの成長・発達の様子や就学を希望する学校や就学する学校への希望などを保護者が記入した資料。 ➢ 児童・生徒実態把握票 小学校・中学校・義務教育学校へ入学する時期にあるお子さんの成長や発達の様子を学校や幼稚園・保育園等の先生が記入した資料。 ➢ 個別の心理検査結果 個別の知能検査（田中ビネ-・WISC など）を受けた結果の報告書。 その他、医師診察記録などがまとめられている。
就学指定通知書	・入学する学校名が記載された書類。 ・区内の学校に入学する場合は、品川区教育委員会学務課から送付される。 ・特別支援学校など都立学校に入学する場合は、東京都教育委員会から送付される。

■特別支援学級（固定級）・通級・特別支援教室・特別支援学校の関係



就学相談問合せ先

品川区教育委員会事務局　教育総合支援センター　特別支援教育担当

〒141－0031　品川区西五反田 6－5－1　教育文化会館　4 階

電話　03-5740－8202　(9:00～17:00)